

災害に係る自動車税（種別割・環境性能割）・ 軽自動車税環境性能割の減免等について

令和6年10月
広島県

災害により広島県内ナンバーの自動車が損害を受け、修理される場合や廃車される場合は、運行不能期間に応じた自動車税種別割を月割で減免又は減額することができます。

また、災害により損害を受けた自動車を買替えられる場合は、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割を減免することができます。

申請手続は次のとおりです。

ご不明な点については、登録時の住所地を管轄する各県税事務所にご相談ください。

（※軽自動車税種別割は、登録時の住所地の市町にお問い合わせください。）

1 修理する場合 . . . 自動車税種別割の減免

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 減免の要件 | 災害により損壊し、運行不能となった自動車を修理して、災害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合 ○ 修理完了までの期間が16日以上の場合に限ります。 賦課期日（4月1日）以降に移転登録（名義変更）した自動車のうち、被災された方と賦課年度の納税義務者が異なる場合、減免できません。 |
| 減 免 額 | 損壊により運行不能となった月数（修理のために運行不能となった期間を含む。）に応じて、自動車税種別割から月割で減免します。 |
| 必要書類 | 自動車税減免申請書 市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、次の「被災状況報告書」を提出してください。 |
| | 被災状況報告書 ○ 被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）、修理内容や期間が確認できるもの（修理の請求書・領収書等）を添付してください。 |
| 申請期限 | 修理が完了した日から60日以内 |

2 廃車する場合 . . . 自動車税種別割の減額

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 減額の要件 | 災害により自動車が流失・水没・埋没・大破するなど廃車する場合（抹消登録のほか、ナンバー返納や解体等を含む。詳しくはお問い合わせください） |
| 減 額 期 間 | 災害が発生した日の翌月以降（月割で減額）。 ○ 納付済みの自動車税種別割は還付します。 |
| 必要書類 | 自動車税賦課保留申立書 市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、「被災状況報告書（注）」を提出してください。 |

（注）「被災状況報告書」には、被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）を添付してください。

3 買い替える場合 . . . 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免

| 区 分 | 内 容 |
|---------|---|
| 減免の要件 | <p>災害により滅失または損壊した自動車（被災自動車）の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、災害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に被災自動車に代わる自動車（代替自動車※）を取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災自動車は普通自動車のほか、小型自動車（三輪以上）及び軽自動車（三輪以上）も含まれます。 ○ 代替自動車が、新車か中古車か、乗用か貨物用か、普通自動車か小型自動車（三輪以上）か軽自動車（三輪以上）か、のいずれであっても、代替自動車の対象となります。 ○ 被災自動車と代替自動車との間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合は、代替自動車とは認められません。 ○ 被災自動車1台につき1台の代替自動車が認められ、被災自動車の台数を超える代替自動車の減免は認められません。 ○ 原則として、被災自動車と代替自動車の所有者（納税義務者）が同一である必要があります。ただし、所有者（納税義務者）には、所有権留保付売買により取得した自動車の買主、相続人、又は消滅法人の合併法人若しくは分割承継法人も含まれます。 |
| 減 免 額 | <p>代替自動車に対する自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の全額を減免します。</p> <p>ただし、<u>広島県内ナンバーの自動車を取得した場合に限ります。</u></p> |
| 必 要 書 類 | 自動車税減免申請書又は軽自動車税環境性能割減免申請書 |
| | 市町村等の発行する被災自動車の「被災（り災）証明書」の写し |
| | ○ 市町村等で被災（り災）証明書の発行が困難な場合は、「被災状況報告書（注）」を提出してください。 |
| | 被災自動車を抹消登録した書類の写し |
| | 代替自動車の自動車検査証の写し |
| | 所有者等が相続人の場合は、相続人を証する書類と被災代替自動車取得の申立書 |
| | 所有者等（消滅法人）が合併法人または分割承継法人の場合は、登記事項証明書など |
| 還付申請の場合 | ○ 自動車税種別割・自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の納税済証の写し |
| そ の 他 | 代替自動車が非課税対象の場合、又は自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の課税標準額が免税点(50万円)以下の場合は、代替自動車の取得時期に関わらず自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割は課されません。 |
| 申 請 期 限 | 代替自動車を新規又は移転登録した日から60日以内 |

※ 代替自動車とは、次の（1）と（2）の両方を満たすものです。

（1）市町村等から被災自動車の被災（り災）証明書が発行されていること。

- ・ 被災（り災）証明書に自動車の登録番号（ナガプレート）が記載されていない場合は、被災状況報告書も提出してください。

（2）被災自動車が災害発生から6か月以内に抹消登録されている又は抹消登録ができない場合、普通自動車は自動車税賦課保留申立書が提出されており、軽自動車は被災状況報告書に運行できない状況を記載して提出されていること。

（注）被災状況報告書には、被災状況が確認できるもの（被災自動車の写真等）を添付してください。

4 申請・相談窓口

| 機 関 名 | 担当課 | 電 話 | 所 在 地 |
|---------|-------|-------------------------------|--|
| 西部県税事務所 | 自動車税課 | (082) 207-3295 207-3296 | 〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14 |
| | 呉分室 | (0823) 22-5400 | 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 |
| | 廿日市分室 | (0829) 32-1181 | 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 |
| | 東広島分室 | (082) 422-6911 | 〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 |
| | 観音庁舎 | (082) 232-7694 | 〒733-0036 広島市西区観音新町四丁目13-13-1 (中国運輸局広島運輸支局内) |
| 東部県税事務所 | 課税第二課 | (084) 921-1311 | 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 |
| | 尾道分室 | (0848) 25-2011 | 〒722-0002 尾道市古浜町26-12 |
| | 松永庁舎 | (084) 933-3171 | 〒729-0115 福山市南今津町45 (福山自動車検査登録事務所内) |
| 北部県税事務所 | 課税課 | (0824) 63-5181 | 〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 |

申請手続きやご相談は最寄りの県税事務所・分室までお願いします。

※軽自動車税種別割は、登録時の住所地の市町にお問い合わせください。